

医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算の見直し

2025年1月29日開催の中医協総会において、2024年度診療報酬改定により新設された医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算について、議論がなされました。本号では、その内容について解説します。

■ 医療 DX 推進体制整備加算の細分化（2025年4月～）

これまでマイナ保険証の利用率によって区分されていた医療DX推進体制整備加算ですが、2025年（令和7年）4月より、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制※を有している場合と有していない場合でさらに点数が細分化されます。

具体的には、電子処方箋に対応している場合は加算1～3、対応していない場合は加算4～6となり、そこからマイナ保険証の利用率によって算定する加算の区分が決まります。

※電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制とは、原則として院外処方を行う場合に、電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行できる体制を指します。

令和6年10月～令和7年3月

医療DX推進体制整備加算1	11点
医療DX推進体制整備加算1（歯科）	9点
医療DX推進体制整備加算1（調剤）	7点
（※）初診時に所定点数を加算 【施設基準（医科医療機関）】（要旨） （4）電子処方箋を発行する体制を有していること。 （経過措置 令和7年3月31日まで）	
医療DX推進体制整備加算2	10点
医療DX推進体制整備加算2（歯科）	8点
医療DX推進体制整備加算2（調剤）	6点
【施設基準（医科医療機関）】（要旨） （4）電子処方箋を発行する体制を有していること。 （経過措置 令和7年3月31日まで）	
医療DX推進体制整備加算3	8点
医療DX推進体制整備加算3（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算3（調剤）	4点
【施設基準（医科医療機関）】（要旨） （4）電子処方箋を発行する体制を有していること。 （経過措置 令和7年3月31日まで）	

令和7年4月～

医療DX推進体制整備加算1（医科）	12点	（歯科）	11点	（調剤）	10点
医療DX推進体制整備加算2（医科）	11点	（歯科）	10点	（調剤）	8点
医療DX推進体制整備加算3（医科）	10点	（歯科）	8点	（調剤）	6点
【施設基準（医科医療機関）】（要旨） （4）電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）を有していること。					
医療DX推進体制整備加算4（医科）	10点	（歯科）	9点		
医療DX推進体制整備加算5（医科）	9点	（歯科）	8点		
医療DX推進体制整備加算6（医科）	8点	（歯科）	6点		
【施設基準（医科医療機関）】（要旨） （※）電子処方箋要件なし					

マイナ保険証利用率（注）利用率は通知で規定			
適用時期	令和6年10～12月	令和7年1～3月	令和7年4～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～※2
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%※1

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
 ※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
 ※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。

出典：厚生労働省 中医協総会（第603回）総一8-3答申について（医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し）[001388387.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001388387.pdf) より

医療DX推進体制整備加算の施設基準の1つである「電子処方箋を発行する体制を有していること」は、2025年（令和7年）3月31日までの経過措置が設けられています。しかし、厚生労働省による電子処方箋システム一斉点検の結果、この経過措置までにおける医療機関の電子処方箋導入実績は、約1割弱にとどまることが見込まれています。

そのため、電子処方箋の導入の有無に関する要件を具現化した上で、既に導入した医療機関に

において電子処方箋管理サービスに処方情報を登録する手間を評価する観点から、導入済みの医療機関と未導入の医療機関の間で加算点数に2点の差を設けることとしました。

■ マイナ保険証利用率要件の引き上げ（2025年4月～9月）

2025年4月から、医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率（レセプト件数ベース）の実績要件が下表のとおり引き上げられます。適用時期は9月までとされており、10月以降の要件については7月を目途に設定される予定です。

適用時期	2024年10～12月	2025年1～3月	2025年4～9月
利用率実績	2024年7月～	2024年10月～	2025年1月～
加算1・4	15%	30%	45%（+15%）
加算2・5	10%	20%	30%（+10%）
加算3・6	5%	10%	15%（+5%）

加算3・6のマイナ保険証利用率要件については、小児科外来診療料を算定している医療機関のうち、延べ外来患者数（2024年1月1日から12月31日実績）に占める6歳未満の患者の割合が3割以上の場合、12%とすることとされています（2025年4月1日から9月30日までの間）。

これは、子どもは顔認証が実施しにくいこと、マイナ保険証を保有していない場合があることに配慮したものとなっています。

■ 在宅医療DX情報活用加算の見直し（2025年4月～）

在宅医療DX情報活用加算についても、医療DX推進体制整備加算同様、電子処方箋管理サービスへの登録の手間を評価する観点から見直しを行うこととなりました。

こちらでも電子処方箋を既に導入した医療機関と未導入の医療機関の間で点数に2点の差を設けられています。

在宅医療DX情報活用加算	令和6年6月～令和7年3月	令和7年4月～
	<p>在宅医療DX情報活用加算（※） 10点 在宅医療DX情報活用加算（歯科訪問診療料） 8点 （※）在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の1、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の2、在宅患者訪問診療料（Ⅱ）及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） （4）電子処方箋を発行する体制を有していること。 （経過措置 令和7年3月31日まで）</p>	<p>在宅医療DX情報活用加算1（医科）11点（歯科訪問診療料）9点 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） （4）電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）を有していること。</p> <p>在宅医療DX情報活用加算2（医科）9点（歯科訪問診療料）8点 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） （※）電子処方箋要件なし</p>

■ 電子処方箋管理サービス導入に関する補助金

電子処方箋管理サービスの初期導入については、2025年3月31日までに導入完了した施設まで補助金の対象としており、申請期間は9月30日までとなっています。病院、診療所、薬局ごとの補助率・上限率は以下のとおりとなります。

初期導入（通常の電子処方箋管理サービスのみを導入した場合）					
・令和4年度から実施している医療機関・薬局に対する電子処方箋管理サービスの導入に係る費用への補助について、令和6年3月末までに導入した施設への特例補助率の適用を令和7年3月末導入施設までに継続した上、引き続き、令和6年度導入施設への補助を実施。					
	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋受付 が 月4万回以上の薬局)	薬局
補助 内容	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円の 1/3 を補助 (通常補助率：1/4) ※どちらか低い方が交付対象と なります。	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円の 1/3 を補助 (通常補助率：1/4) ※どちらか低い方が交付対象と なります。	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円の 1/2 を補助 (通常補助率：1/3) ※どちらか低い方が交付対象と なります。	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円の 1/4 を補助 (通常補助率：1/5) ※どちらか低い方が交付対象と なります。	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円の 1/2 を補助 (通常補助率：1/3) ※どちらか低い方が交付対象と なります。
同時導入（通常の電子処方箋管理サービス+新機能を導入した場合）					
・令和7年3月末までに新機能（リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索（薬局のみ））と電子処方箋管理サービスの導入を同時に行った医療機関・薬局に対する費用への補助も併せて実施。					
	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋受付 が 月4万回以上の薬局)	薬局
補助 内容	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円の 1/3 を補助 ※どちらか低い方が交付対象と なります。	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円の 1/3 を補助 ※どちらか低い方が交付対象と なります。	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円の 1/2 を補助 ※どちらか低い方が交付対象と なります。	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円の 1/4 を補助 ※どちらか低い方が交付対象と なります。	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円の 1/2 を補助 ※どちらか低い方が交付対象と なります。

補助金申請に関する詳細は以下のリンクよりご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

電子処方箋の導入は、複数医療機関を受診する患者を薬による相互作用リスクから守ることや、災害時や救急搬送時に患者の直近の薬剤情報を確認することが可能となります。補助金は時間が経過すると補助率が低下することもありますので、未導入の医療機関様は今一度ぜひご検討してはいかがでしょうか。

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。
詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、
または TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。